

一般社団法人北海道警友会定款

平成 25 年 4 月 1 日 移行登

記

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条- 第 4 条)
- 第 2 章 会員(第 5 条- 第 11 条)
- 第 3 章 総会(第 12 条- 第 20 条)
- 第 4 章 役員等(第 21 条- 第 29 条)
- 第 5 章 理事会(第 30 条- 第 38 条)
- 第 6 章 委員会(第 39 条)
- 第 7 章 支部及び連合支部(第 40 条)
- 第 8 章 資産及び会計(第 41 条- 第 43 条)
- 第 9 章 定款の変更、解散等(第 44 条- 第 46 条)
- 第 10 章 事務局(第 47 条)
- 第 11 章 公告(第 48 条)
- 第 12 章 補則(第 49 条)

附 則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法人は、会員の社会的地位の向上及び福利厚生を図るとともに、道警察への支援及び協力並びに安全で安心な地域づくりへの支援及び協力を推進し、もって道民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(名称)

第 2 条 この法人は、一般社団法人北海道警友会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第 3 条 本会は、主たる事務所を札幌市中央区に置く。

(事業)

第 4 条 本会は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の福利厚生
- (2) 警察行政への支援及び協力
- (3) 警察活動への支援及び協力
- (4) 安全・安心地域づくりへの支援及び協力
- (5) 犯罪被害者支援等の公益的諸団体への支援及び協力
- (6) 道民の利便を図るための北海道収入証紙の売りさばき
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会員

(法人の構成員等)

第 5 条 本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 北海道に在住する退職警察職員であって、本会の目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 正会員以外であって、本会の目的に賛同して入会したもの

2 前項第1号の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みを行い、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる経費に充てるため、会員は、毎年、総会において別に定める額を会費として支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該正会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を著しく傷つけ、若しくは信用を失わせるような行為をし、又はその目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、前2条の場合のほか、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は本会が解散したとき。

(抛出金品の不返還等)

第11条 会員が退会し、又は除名され、若しくは資格を喪失した場合においても、既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に 1 回開催し、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集する場合は、会長は、正会員に対し、総会の日の 1 週間前までに、その日時、場所、目的及び内容を書面で通知しなければならない。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。この場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条第 1 項の定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任するものとする。

(書面議決等)

第 19 条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち議長が指名した2名は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

第4章 役員等

(役員の設定)

第21条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 26名以上30名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を会長、5名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長及び理事会において選定した副会長1名(以下「代表副会長」という。)をもって法人法上の代表理事とし、代表副会長以外の副会長(以下「業務執行副会長」という。)及び専務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。

3 代表副会長は、会長を補佐し、特定業務を分担執行するとともに、会長に事故あるときは、その業務を代行する。

4 業務執行副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認められるときは、意見を述べるすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第21条第1項の定数に満たなくなるときは、任期の満了により退任し、又は辞任した場合においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(顧問)

第 27 条 本会に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じて、本会の運営に関し助言することができる。

(名誉会長等)

第 28 条 本会に、名誉会長及び相談役(以下「名誉会長等」という。)若干名を置くことができる。

2 名誉会長等は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 名誉会長等は、会長の相談に応じ、又は理事会の求めに応じて参考意見を述べることができる。

4 名誉会長等の任期は、第 25 条第 1 項の規定を準用する。

(役員の報酬等)

第 29 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、専務理事及び外部監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事に、総会において別に定める費用の支給の基準に従って、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 30 条 本会に、理事会を置き、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定又は解職

(開催)

第 32 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に 2 回開催し、臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 副会長又は専務理事から会議の目的である事項を記載した書面により会長に対して請求があったとき。

(3) 監事から会長に対して請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき(監事はその提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が、本会の役員全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、理事の業務執行状況報告については、理事会への報告を省略することができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した会長、代表副会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

第6章 委員会

(設置等)

第39条 本会の事業の円滑な運営を図るため、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。
- 3 委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 支部及び連合支部

(設置等)

第40条 本会の支部を、原則として、道警察の一又は複数の警察署の管轄区域ごとに置く。

- 2 本会の連合支部を、道警察の方面の区域ごとに置く。
- 3 支部及び連合支部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第42条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度の終了後に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出の上、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

第9章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金及び残余財産の処分)

第46条 本会は、剰余金の分配を行わない。

2 本会が清算する場合において有する残余財産の処分については、総会の決議による。

第10章 事務局

(設置、任免等)

第47条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 公告

(公告の方法)

第48条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第12章 補則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の役員は、次のとおりとする。

- (1) 代表理事
会長 三上正義
副会長 里 幸夫
- (2) 業務執行理事

副会長 山岸光生、鈴木 巖、松野郷俊弘

専務理事 木村皖昭

3 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法 法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 41 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。

一般社団法人北海道警友会役員名簿

R5.6.14

番号	職名	支部名	氏名	就任	勤務	備考
1	代表理事	会長	札幌北 小林隆一	平成33年6月9日	非常勤	
2		副会長	札幌南 政田卓三	平成35年6月14日	〃	
3	副会長	副会長	旭川東 千葉博	平成35年6月14日	〃	
4		副会長	豊平 山岸政則	〃	〃	
5		副会長	札幌東 高橋邦男	平成33年6月9日	〃	
6		副会長	札幌南 長澤毅	平成35年6月14日	〃	
7		専務理事	手稲 松原宏伸	平成33年6月9日	常勤	
8	理事		札幌中央 谷信博	平成35年6月14日	非常勤	札幌中央支部長
9			札幌東 石毛賢治	〃	〃	札幌東支部長
10			札幌西 多田博	平成33年6月9日	〃	札幌西支部長
11			札幌南 安部雅弘	平成35年6月14日	〃	札幌南支部長
12			札幌北 藤井祐昭	平成33年6月9日	〃	札幌北支部長
13			白石 住健一	平成34年6月6日	〃	白石支部長
14			豊平 堀内巖	平成35年6月14日	〃	豊平支部長
15			厚別 小南一盛	〃	〃	厚別支部長
16			手稲 曾我一	平成31年6月13日	〃	手稲支部長
17			江別 磯部哲志	平成35年6月14日	〃	江別支部長
18			千歳 中榮高広	平成33年6月9日	〃	千歳支部長
19			中空知 村木春雄	平成35年6月14日	〃	南空知支部長
20			小樽 白井登	平成31年6月13日	〃	小樽支部長
21			伊達 須田貞文	平成35年6月14日	〃	伊達支部長
22			日高 佐藤守	〃	〃	日高支部長
24			函館中央 本間昌司	平成31年6月13日	〃	函館中央支部長
			函館中央 重茂ゆき江	平成33年6月9日	〃	函館中央副支部長
25			函館西 影井健一	平成28年6月15日	〃	函館西支部長
26			旭川中央 小林利明	平成31年6月13日	〃	旭川中央支部長
27			旭川東 會田英一	平成35年6月14日	〃	旭川東支部長
28			釧路 野手敏昭	平成33年6月9日	〃	釧路副支部長
29			十勝 鈴木龍樹	平成31年6月13日	〃	十勝支部長
30			北見 森本慎二	平成35年6月14日	〃	北見支部長
1	監事	外部	吉原進	平成35年6月14日	非常勤	札幌中央支部
2		厚別	望木博明	〃	〃	厚別支部
3		厚別	平澤雅憲	〃	〃	厚別支部

一般社団法人北海道警友会

○ 社員多数につき省略

社員総数 4,961名 (令和5年4月30日)

令和4年度事業報告

<基本方針>

本会は、一般社団法人として高い公益性を堅持しつつ、非営利性を徹底した事業運営を基本として、新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえ、会員の社会的地位の向上及び福利厚生の実現を図るとともに、警察活動及び安全・安心な地域づくりへの支援及び協力に関する諸活動を積極的に推進し、併せて、公益事業として道民の利便性確保を目的とした北海道収入証紙の売りさばき事業を円滑に行い、道民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するものとする。

<事業項目>

第1 福利厚生事業

1 会員の相互扶助	(1) 高齢会員の定期的な訪問及び要望に即した扶助 (2) 高齢病弱会員等の変更届等による実態掌握と支援 (3) 高齢病弱会員及び家族の意向を尊重した各種支援	○ 高齢会員宅を定期的に訪問し、近況、要望意見等を聴取、必要な指導助言、激励等を実施 ○ 施設入居者を含む高齢病弱会員宅を定期的に訪問し、激励、慰問等の活動を通じ、居住・健康状態等の実態を掌握
2 会員の社会生活支援	(1) 危機管理対応研修会の開催 (2) 生き甲斐研修会の開催 (3) 健康管理(70・88歳)サポートの実施 (4) 家庭用常備薬の斡旋による健康管理サポートの実施 (5) 会員のライフプランへの支援 (6) 指定事業所制度の拡充及び利用促進	○ 3年ぶりに危機管理対応研修会を開催し38名が参加、危機管理に対する認識を共有。 ○ 生き甲斐研修会、税務申告説明会は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止。 ○ 健康管理サポート事業は令和4年7月19日、臨時理事会(決議の省略)により廃止が承認。 ○ 全会員を対象に家庭用常備薬を斡旋(9月、3月)、延べ694人、購入金額4,156,060円 ○ 「けいゆう北海道」への掲載、折り込み等により各種情報を提供 ○ 生活関連31業種67事業所を指定し、会員の利用を促進
3 会員相互の連絡協調	(1) 会報「けいゆう北海道」による情報提供 (2) 会員証の発行及び会員章の普及 (3) 女性・長寿会員生き甲斐懇談会の開催 (4) 高齢者作品展、高齢者スポーツ大会等の紹介 (5) 支部だより等の発行による情報の伝達 (6) 各種行事の周知・呼びかけによる参加の促進 (7) QRコード活用によるメール会員の登録促進及びタイムリーで多様な情報発信	○ 会員相互の連絡協調と士気高揚を図るため毎月1回会報を発行 ○ 警友会メール登録会員(127人:新規36人)を募集し、リアルタイムでの情報発信を開始 ○ 本部庁舎への入庁、物資購入等の利便性確保のため、会員証(44)を発行するとともに会員章(16個)を斡旋 ○ 女性会員及び長寿会員相互の融和・親睦を図るための生き甲斐懇談会等は開催自粛 ○ 道社会福祉協議会との連携を密にし、高齢者作品展等の開催を会報等により案内 ○ 各支部ごとに独自色をだした支部だより等を定期又は随時発行 ○ 支部だよりの発行、活用により会員・家族相互の融和・親睦等を目的とした各種クラブ活動、研修旅行等を紹介(新型コロナウイルス感染症拡大により一部の支部のみの実施と限定的開催) ○ 会報・折り込み等を積極的に活用し、情報の発信を励行 ○ メール会員への訃報・本会行事予定等の情報を発信
4 会員相互の親睦	(1) 新型コロナウイルス感染症対策を徹底した新年交礼会、交歓会等意見交換の実施 (2) 「新北海道スタイル」を実践した各種部活動の実施 (3) 各種支部対抗(親睦)競技会の実施及び広域参加の促進 (4) 研修(親睦)旅行、レクリエーション等の実施 (5) 各種講座、教室等の開催	○ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、本会及び支部単位で新年交礼会を中止、会員相互及び警察幹部との意見交換についても状況を見極めつつ実施。 ○ ゴルフ、パークゴルフ等の屋外競技、麻雀大会等の屋内での親睦大会については、会員相互の親睦を図ったため、感染防止対策を徹底し開催。 ○ 新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底した中で、従来の実施要領に工夫を凝らし、最低限の部活動を実施 ○ 各支部で1泊又は日帰り研修(親睦)旅行を実施(2支部、46人参加) ○ 新型コロナウイルス感染症防止対策及びその時々の感染状況等を考慮し、慎重に判断し自粛又は開催。

<p>5 会員等の慶祝及び弔慰</p>	<p>(1) 叙勲受章会員及び長寿会員(賛助会員を含む。)に対する慶祝 (2) 優秀実績支部及び功労会員の表彰 (3) 永年役員の表彰 (4) 公的機関顕彰会員に対する賞揚 (5) 会員及び配偶者死亡時の弔慰 (6) 退会会員死亡時の弔慰 (7) 警察本部長弔慰の伝達 (8) 死亡会員配偶者に対する会員資格の教示</p>	<p>○ 叙勲受章会員(春65人、秋72人)に対し会長から記念品を贈呈、各支部「たより」等で叙勲受章者を紹介し祝福、更に、長寿会員(喜寿・米寿・白寿)に記念品を贈呈 ○ 福利厚生・公益活動等で貢献のあった支部役員を功労会員として3人(賞誉3人)を表彰 ○ 永年役員として貢献した支部役員20人を表彰 ○ 各種ボランティア活動で公的機関・団体から表彰された5支部、会員7人に対し会長から表彰 ○ 会員(124人)及び配偶者(32人)の死亡に際し、会長、支部長から供花・香典を贈り弔意を表明 ○ 退会会員への礼状発出 (21人) ○ 死亡会員家族の要望により、葬儀会場において警察本部長弔意を伝達(23名) ○ 賛助会員とし3支部3人の会員家族(配偶者)が加入</p>
---------------------	--	---

第2 警察行政支援協力事業

<p>1 優秀な人材の確保及び育成</p>	<p>(1) 初任科生教養講座への講師派遣 (2) 初任科卒業生に対する激励及び支援 (3) 警察OB採用キャリアサポーターの適格な人選による優秀な人材確保に向けた積極的な勧誘 (4) 会報等の活用による人材確保活動の促進 (5) 大学法学部特別講座への講師派遣 (6) 中学校保健体育教育における武道指導者の支援</p>	<p>○ 初任科生対象の「警察史」講座に講師(7人)を派遣(7回9時限) ○ 初任科卒業式に会長が出席し卒業生(4期329人)に対し、記念品を贈呈 ○ 警察OB採用キャリアサポーター(26人)及び支部会員による優秀な人材確保に協力 ○ 道警察警務部長からの厳しい採用情勢を踏まえた協力要請を受け、警務部長書簡を会報折り込み、会員に周知徹底を図り、人材確保に協力。 ○ 札幌大学に講師3人を派遣し、警察官採用応募者を対象とした警察実務ゼミ(24時間)を開講し、警察を担って果敢に行動する人材を育成。</p>
<p>2 警察署等の後方支援</p>	<p>(1) 警察署のニーズに即した弾力的・多角的支援活動 (2) 警察行政モニターによる情報、意見、要望等の提供 (3) 警察署幹部との意見交換会の開催</p>	<p>○ 警察署との緊密な連携により、特に特殊詐欺被害防止、交通事故防止に特化した活動の要請、要望を受け支援を推進。 ○ 歳末警戒時等に交番へ立ち寄り激励。 ○ スクールガード、青色回転灯装備車両によるパトロール隊員等が地域の実情に即した警戒活動を実施。 ○ 警察行政モニターによる情報、意見、要望等を交番、駐在所ごとに提供。 ○ 支部役員による警察活動協力援助者顕彰時の機会を通じ警察署幹部との意見交換を実施。</p>
<p>3 警察功労者等の表彰</p>	<p>(1) 永年勤続警察職員表彰(30年)への支援 (2) 優秀及び優良警察職員に対する激励 (3) 人命救助等の警察活動協力援助者に対する顕彰</p>	<p>○ 永年勤続表彰式の開催に伴い、会長から記念品を贈呈(受賞者167人)。 ○ 会長、方面連合支部長など役員が優秀・優良警察職員表彰式に出席し激励。 ○ 人命救助、犯人逮捕協力等で署長感謝状を受けた協力援助者に支部長名の顕彰を贈呈(20支部、258人)。</p>
<p>4 殉職警察職員の慰霊及び顕彰</p>	<p>(1) 殉職警察職員・警察協力殉難者慰霊式への支援 (2) 殉職警察職員に対する弔慰金の交付 (3) 殉職警察職員遺族への支援</p>	<p>○ 警察本部主催の殉職警察職員・警察協力殉難者慰霊式への招待取り消しにより会長は欠席したが、引出物を贈呈(10遺族)。 ○ 「坂口巡査慰霊式」に釧路支部から支部長以下2名が出席。</p>
<p>5 警察職員の士気高揚及び道民の理解と協力の確保</p>	<p>(1) 道警察視閲式への支援 (2) 道警察柔道・剣道・逮捕術大会及び拳銃射撃競技大会への支援 (3) 嘱託警察犬訓練競技会、広報用写真・イラストコンクール等への支援 (4) 道警察山岳遭難救助隊員に対する激励及び支援</p>	<p>○ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により視閲式は中止。 ○ 各術科大会の開催に伴い、本会役員・支部役員が出席し選手を激励。 ○ 支部役員が歳末時等に交番・駐在所を訪問し、勤務員を激励。 ○ 広報用写真・イラストコンクールの審査に参加、成績優秀者に記念品を贈呈。 ○ 殺人事件等の捜査本部、災害対策本部等に対し物的支援を実施(9支部・11回。)</p>

	<p>(5) 交番及び駐在所勤務員に対する激励</p> <p>(6) 警備・捜査本部等の勤務員に対する激励及び支援</p> <p>(7) 地域安全活動、交通安全活動、歳末期警戒等における激励及び支援</p> <p>(8) 警察署術科訓練等における激励及び支援</p>	<p>○ 地域安全活動等の全道統一行動日、署独自の行動日に合わせ、街頭活動等に最低限の人員が参加し激励。</p> <p>○ 地域安全・交通安全運動・歳末警戒等における支部支援及び署員激励を実施。</p> <p>○ 警察署の夏季・冬季術科訓練の実施に伴い、支部役員が参列し激励、物的支援を実施。</p>
--	---	--

第3 警察活動支援協力事業

1 犯罪の防止及び青少年の非行防止活動の支援協力	<p>(1) 地域住民が不安を感じる犯罪、歳末犯罪防止等の啓発及び警戒活動の実施</p> <p>(2) 少年の非行防止、犯罪等から少年を保護するための啓発及び実践活動の実施</p> <p>(3) 地域安全運動等に伴う啓発及び警戒活動の実施</p> <p>(4) 会員家族を含めた振り込め詐欺等特殊詐欺被害抑止の啓発・警戒活動の強化</p> <p>(5) インターネット犯罪に係る端緒情報の提供</p> <p>(6) サイバーセキュリティ対策啓発活動への支援</p> <p>(7) 地域住民の不安解消を図る警戒活動の実施</p>	<p>○ 関係機関・団体、町内会との協働による歳末犯罪抑止警戒・啓発活動を実施。</p> <p>○ 道青少年育成協会主催の青少年育成大会に参加。</p> <p>○ 教育委員会と連携し、スクールガード・リーダーを推薦、人的基盤を充実。</p> <p>○ 地域安全運動等における警戒・啓蒙活動及び安全・安心道民集會に参加。</p> <p>○ 地域住民の不安解消のための街頭啓発活動及びATM周辺における警戒活動を実施。</p> <p>○ 住民が不安を感じる犯罪の発生・被害防止のための啓発・警戒活動として支部員、町内会等との合同パトロールを実施（防犯活動 延べ 2,333回、3,187人）。</p> <p>○ ネット詐欺情報を警察本部所管課に通報。</p> <p>○ サイバーセキュリティ対策本部作成資料を配付しサイバーセキュリティ対策の必要性について啓発。</p>
2 暴力団排除活動の支援協力	<p>(1) 暴力団犯罪根絶に向けた啓発及び警戒活動の実施</p> <p>(2) 「暴力追放道民集會」等への参加</p> <p>(3) 薬物・銃器犯罪根絶に向けた啓発活動の実施</p>	<p>○ 地域暴力追放関係団体との協働による警戒・啓発活動を実施。</p> <p>○ 暴力追放総決起集會等に参加（暴力追放活動延べ30回117人）。</p>
3 交通事故防止活動の支援協力	<p>(1) 交通事故防止に向けた啓発及び街頭活動の実施</p> <p>(2) 「交通死亡事故抑止道民集會・パレード」等への参加</p> <p>(3) 高齢者・自転車利用者事故防止に向けた関係機関、団体との協働活動の実施</p> <p>(4) 交通安全モニターによる交通事故防止に資する情報提供</p>	<p>○ 各期交通安全運動に伴う街頭啓発。</p> <p>○ 飲酒運転根絶の日総決起大会に参加。</p> <p>○ 道民集會、パレード、「旗の波」街頭啓発等に参加（交通安全活動 延べ683回、2,035人）。</p> <p>○ 街頭活動における各種交通安全運動に取り組み、特に、高齢者・自転車利用者に対する交通事故防止啓発活動を推進。</p> <p>○ 道警察交通部から交通安全モニター制度については令和4年7月末を以って打ち切りとしたい旨の依頼があり、警友会としても承諾。</p>

第4 安全・安心地域づくり支援協力事業

1 「安全・安心どさんこ運動」の普及及び実践	<p>(1) 「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議」への協賛</p> <p>(2) 「安全・安心どさんこ運動～実践の家・実践車」の指定による地域活動への参画</p> <p>(3) 「子どもの安全を見守る運動～実践車」の指定・運行による実践的な地域活動の推進</p> <p>(4) スクールガード・リーダー等による児童・生徒の実践的保護活動の推進</p>	<p>○ 安全安心地域づくり推進会議に出席し重点的な取り組み事項を本会業務に反映。</p> <p>○ どさんこ運動実践の家及びステッカー貼付実践車を拡充。</p> <p>○ 子どもの安全見まもり隊・ステッカー貼付車等による登下校時間帯における集中的な安全確保活動を実施。</p> <p>○ スクールガード・リーダー（札幌市内47人、江別2人、小樽1人）及びスクールガードにより指定地区小学校等の通学路において保護活動を実施。</p>
2 犯罪や事故のない地域づくり	<p>(1) 地域安全推進協議会等への参画</p>	<p>○ 各地域推進協議会主宰の各種会議・取組に最低限の人員で参画し、支部活動に反映。</p>

の普及及び実践	(2) 社会を明るくする運動への参加 (3) 地域ボランティア団体等の諸活動への参加 (4) 青色回転灯パトロール車ほ拡充・整備による実践的警戒活動の継続実施 (5) ほくとくん防犯メール登録促進と情報活用 (6) 道地域防災マスター認定者による地域活動への参画	○ 関係諸団体と連携し社会を明るくする安全運動に参加。 ○ 町内会における交通・防犯指導及び子どもの安全見まもり活動に参加。 ○ 青色回転灯パトロール車による計画的な地域警戒活動を実施(16支部37台873回の運用)。 ○ ほくとくん防犯メールを青パト運行に活用し、実効性ある活動を推進。 ○ 防災マスター認定講習会及び研修会は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催中止或いは参加自粛。
---------	---	---

第5 公益的諸団体支援協力事業

1 犯罪被害者支援団体への協賛	(1) 道犯罪被害者連絡協議会への参画 (2) 道家庭生活総合カウンセリングセンター(被害者相談室)等への支援協力費の助成 (3) 犯罪被害者等支援道民の集い・啓発活動等への参加 (4) 犯罪被害者支援募金の実施	○ 道及び各地区犯罪被害者連絡協議会主催の会議に出席(書面決議)。 ○ 犯罪被害者支援の助成金を贈呈(100万円)。 ○ 道家庭生活総合カウンセリングセンター主催「公開講演会」に参加。 ○ 犯罪被害者週間キャンペーンにおける啓発活動に参加。 ○ 支部会員等による募金活動を実施。
2 防犯諸団体への協賛	(1) 道防犯協会連合会への参画及び支援協力費の助成 (2) 地区防犯協会への参画及び支援協力費の助成	○ 道防犯団体連合会主宰の会議等に出席し協力費を助成。 ○ 各地区防犯協会主催の各種会議に参加し協力費を助成。
3 暴力追放諸団体への協賛	(1) 道暴力追放センターへの参画及び支援協力費の助成 (2) 地域暴力追放運動推進協議会等への参画及び支援協力費の助成	○ 暴力追放等の各種啓蒙活動に参加し協力費を助成。 ○ 地域暴力追放運動協議会への加入を促進し協力費を助成。
4 交通安全諸団体への協賛	(1) 道交通安全推進委員会への参画及び支援協力費の助成 (2) 道交通安全協会及び方面(地区)交通安全協会への参画並びに支援協力費の助成 (3) 道交通遺児の会への参画及び支援協力費の助成並びに支援募金の実施 (4) 道路交通関係諸団体への啓発活動費の助成	○ 道交通安全推進委員会主催の会議に参加し協力費を助成。 ○ 各地区交通安全協会が主催する会議に参加し協力費を助成。 ○ 交通事故被害者支援のため交通遺児の会に、会員としての負担金を供出。 ○ 警友会事業に賛同する自動車学校等の交通関係諸団体に対し交通安全啓蒙活動費を助成。

第6 収入証紙売りさばき事業

1 適正な収入証紙の売りさばき	(1) 収入証紙販売手数料収入減収に関する情報収集及び減収要因の精査・分析 (2) 業務の円滑・適正化及び収入証紙の保管管理の徹底 (3) 売りさばき委託業務の適正かつ円滑な実施 (4) 売りさばき業務に係る指導監督及び業務管理の徹底 (5) 職員研修会、本会役員及び支部長督励等による売りさばき担当者に対する人事管理を含めた指導教養の徹底	○ 関係機関等との連携を密にし、減収要因に関する情報を収集、収入見通しを分析、次年度予算編成に反映。 ○ 正職員・臨時職員を配置し、窓口体制を充実するとともに、本会役職員・支部長等による業務指導・管理を徹底。 ○ 本会役職員、支部長等による指導助言と証紙受払簿等の業務点検を実施。 ○ 各方面毎に職員研修会の開催し、会長・副会長が各方面本部所在地の売りさばき所、運転免許試験場等を訪問し、営業時間等の変更に関する理由・対応について説明し、間隙のない売りさばき業務の推進について指導教養し、職員を激励。 ○ 各支部役員による売りさばき所訪問による業務管理及び担当職員の指導教養の実施。
2 収入証紙の利用促進及び販路	(1) 会員及び家族による収入証紙の利用促進	○ 会報を活用した会員への周知、各種団体、町内会、警察職員への協力依頼により利用促進。

<p>拡大</p>	<p>(2) 地域及び職域における収入証紙の利用促進 (3) 収入証紙の出張・時間外販売等の利用者の立場に立った対応 (4) 関係機関・団体等を活用した積極的な広報 (5) 関係機関・団体との緊密な連携の確保</p>	<p>○ 休日等における警察施設外の各種講習会、中学校、夏祭り会場、自動車学校など大口需要事業所への出張販売を実施。 ○ 出張販売や時間外営業など、柔軟な対応を行い、道民の利便性に配慮した業務を推進。 ○ 交通安全協会等との業務委託契約を更新し、職員配置のない48売りさばき所の一部に代替要員として支部役員を派遣し、利用者の利便性を損なわない適正かつ円滑な証紙業務を推進。 ○ 宅地建物取引士法定講習案内ホームページ及び講習案内書に警察署・運転免許試験場の窓口における証紙取扱いを掲載。</p>
-----------	---	--

第7 本会目的遂行事業

<p>1 組織体制の整備充実</p>	<p>(1) 警友会運営に係る事務の合理化及びオンラインの有効活用による新生活様式の確立 (2) 公益目的支出計画の適正かつ確実な実施 (3) 一般社団法人関連規則、規程等の適正な運用 (4) 支部体制の見直しと合理的な運用 (5) 全会員社員制の周知及び参加意識の向上</p>	<p>○ 体制脆弱な班運営を見直し、事務・会計処理の負担軽減を図り、組織の適正かつ合理的な運営を推進。 ○ 公益目的支出計画に沿った活動の実践について、本会役員から各種会議等で周知・徹底。 ○ 本会運営に係る定款、規則、規程等を総会・理事会等を通じ会員に周知。 ○ 支部役員等から警察署幹部に対する働きかけを強化し、退職警察職員への入会勧誘を促進。 ○ 支部内の班体制を見直し、効果的活動を進めるため、32支部が支部役員会、常任幹事会等あらゆる機会を通じ支部内の連携を強化。 ○ 全会員社員制を、総会、支部役員会、常任幹事会等あらゆる機会を利用して会員に周知徹底。</p>
<p>2 専門委員会等の効果的運用</p>	<p>(1) 福利厚生委員会、公益委員会、会報編集委員会等の効果的な運営 (2) 各委員会による本会運営への積極的な提言 (3) 連合支部常任幹事会及び支部総会等の円滑な開催</p>	<p>○ 福利厚生・公益の各委員会を令和5年2月開催。 ○ 本会との連携を図り、支部運営の在り方、重要案件等について協議。 ○ 各方面連合支部及び各支部は、新型コロナウイルス感染症拡大の下、従来の総会開催方法を見直し、開催場所の変更、出席人数の制限等工夫を凝らした運営により実施。</p>
<p>3 社会的地域の向上</p>	<p>(1) 関係機関、団体等を活用した広報活動の実施 (2) 部外各種会合等を活用した本会活動情報の発信 (3) 各種啓発・警戒活動を通じた認知度の向上</p>	<p>○ 道・市区町村等主催の地域安全・安心運動等に主催者側の意向に沿った形で参加し、自治体・町内会との協働活動により広報活動を実践。 ○ 振り込め詐欺等特殊詐欺被害防止啓発活動、交通事故抑止活動等を通じ、部外関係機関・団体、地域住民等に対し、本会の活動状況を発信。</p>
<p>4 会計経理の適正化</p>	<p>(1) 本会と支部の会計経理の一体的な運用 (2) 支部予算の実績に基づく計画的かつ確実な執行 (3) 会費の納入、予算の執行等の適正な経理処理 (4) 公益活動傷害保険の適正な運用</p>	<p>○ 本会と支部の預金口座の統一及び予算経理の一体化の定着を促進。 ○ 各支部会計担当者との緊密な連携により、適正な予算執行、会計処理を推進。 ○ 計画的な支部事業計画とそれに基づく予算範囲内の会計処理を推進。 ○ 支部会計の執行状況を確認(9・1月末)。 ○ 本会及び支部で行う公益活動に適用する傷害保険の契約内容を見直し、補償内容を充実。</p>
<p>5 適正な資金運用</p>	<p>(1) 資産構成の健全性確保 (2) 適正なリスク管理</p>	<p>○ 資金運用のリスク回避で銀行・信金等に分散し、定期預金により運用。 ○ 運用状況に関しては適宜、業務執行会議に報告、協議する中で適正に運用。 ○ 理事会及び定時総会への資金運用状況を報告し、運用の透明性、健全性を確保。</p>

貸借対照表

令和5年3月31日 現在

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	57,850,315	54,603,559	3,246,756
未収金	13,626,756	15,431,719	△1,804,963
前払金	8,960	0	8,960
貯蔵品	406,313	748,039	△341,726
流動資産合計	71,892,344	70,783,317	1,109,027
2. 固定資産			
特定資産			
退職給付引当資産	30,882,200	31,300,700	△418,500
事業運営資金	190,051,755	205,660,068	△15,608,313
特定資産合計	220,933,955	236,960,768	△16,026,813
その他固定資産			
什器備品	72,858	121,430	△48,572
その他固定資産合計	72,858	121,430	△48,572
固定資産合計	221,006,813	237,082,198	△16,075,385
資産合計	292,899,157	307,865,515	△14,966,358
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	9,794,567	9,906,641	△112,074
預り金	1,140,962	1,098,766	42,196
未払法人税等	70,000	70,300	△300
流動負債合計	11,005,529	11,075,707	△70,178
2. 固定負債			
退職給付引当金	30,882,200	31,300,700	△418,500
固定負債合計	30,882,200	31,300,700	△418,500
負債合計	41,887,729	42,376,407	△488,678
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			

指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	251,011,428	265,489,108	△14,477,680
(うち特定資産への充当額)	(190,051,755)	(205,660,068)	(△15,608,313)
正味財産合計	251,011,428	265,489,108	△14,477,680
負債及び正味財産合計	292,899,157	307,865,515	△14,966,358

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	1,764	51,370	△49,606
特定資産受取利息	1,764	1,702	62
特定資産受取配当金	0	49,668	△49,668
受取会費	10,228,000	10,244,000	△16,000
事業収益	149,670,673	154,965,683	△5,295,010
福利厚生事業収益	1,869,550	2,563,550	△694,000
証紙事業収益	147,801,123	152,402,133	△4,601,010
受取助成金	70,000	70,000	0
受取寄付金	0	0	0
雑収益	464,301	530,411	△66,110
受取利息	3,657	4,105	△448
雑収益	460,644	526,306	△65,662
受贈益	0	0	0
経常収益計	160,434,738	165,861,464	△5,426,726
(2) 経常費用			
事業費	159,002,948	159,478,071	△475,122
役員報酬	2,599,200	2,736,000	△136,800
給料手当	35,996,564	35,576,682	419,882
賃金	53,737,107	52,123,140	1,613,967
通勤手当	3,942,432	4,058,365	△115,933
退職給付費用	1,811,750	1,769,350	42,400
法定福利費	8,444,036	8,739,694	△295,658
福利厚生費	5,185,187	5,771,984	△586,797
会議費	126,513	46,980	79,533
旅費交通費	5,991,850	4,868,296	1,123,554
通信運搬費	7,164,012	7,570,048	△406,037
消耗什器備品費	82,369	97,680	△15,311
消耗品費	2,479,187	2,507,125	△27,938
印刷製本費	1,828,793	4,046,990	△2,218,197
賃借料	4,471,486	4,463,916	7,571
保険料	92,920	131,120	△38,200
諸謝金	103,000	118,775	△15,775
委託費	9,970,607	8,785,784	1,184,823
支払負担金	322,000	292,000	30,000
支払助成金	3,819,518	3,923,149	△103,631
支払手数料	1,217,445	2,142,041	△924,596
租税公課	9,568,400	9,628,000	△59,600
減価償却費	48,572	80,952	△32,380
管理費	15,838,652	16,036,052	△197,401

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

科 目	当年度	前年度	増 減
役員報酬	2,160,800	2,264,000	△103,200
給料手当	5,891,197	5,828,361	62,836
通勤手当	246,527	264,787	△18,260
退職給付費用	137,500	133,100	4,400
法定福利費	1,056,854	1,151,198	△94,344
会 議 費	627,707	466,451	161,256
旅費交通費	1,880,382	1,298,864	581,518
通信運搬費	1,017,960	1,112,086	△94,126
消耗什器備品費	0	173,750	△173,750
消耗品費	545,278	953,187	△407,909
印刷製本費	145,035	226,164	△81,129
賃 借 料	588,514	587,125	1,389
諸 謝 金	990,000	990,000	0
委 託 費	182,695	225,861	△43,166
図書研修費	46,800	46,800	0
支払負担金	220,000	217,300	2,700
支払手数料	25,410	20,166	5,244
租税公課	11,080	10,480	600
交 際 費	0	0	0
雑 費	64,913	66,372	△1,459
経常費用計	174,841,600	175,514,123	△672,523
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 14,406,862	△ 9,652,659	△4,754,203
特定資産評価損益等	0	△3,189,740	3,189,740
評価損益等計	0	△3,189,740	3,189,740
当期経常増減額	△ 14,406,862	△ 12,842,399	△1,564,463
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 14,406,862	△ 12,842,399	△1,564,463
他会計振替額	0	0	0
法人税等	70,818	78,778	△7,960
当期一般正味財産増減額	△ 14,477,680	△ 12,921,177	△1,556,503
一般正味財産期首残高	265,489,108	278,410,285	△12,921,177
一般正味財産期末残高	251,011,428	265,489,108	△14,477,680
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	251,011,428	265,489,108	△14,477,680

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

科 目	当年度	前年度	増 減
-----	-----	-----	-----

令和 5 年 度 事 業 計 画

< 基本方針 >

本会は、一般社団法人として高い公益性を堅持しつつ、非営利性を徹底した事業運営を基本として、会員の社会的地位の向上及び福利厚生の実現を図るとともに、警察活動並びに安全・安心な地域づくりへの支援及び協力に関する諸活動を積極的に推進する。また、本会の財政基盤である北海道収入証紙販売手数料収入の大幅な減収に伴う適切な事業運営の見直し、聖域なき改革を断行し、本会運営基盤の強化及び財政の健全化を確立しつつ、道民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指した持続可能な公益事業を積極的に推進することとする。

< 事業項目 >

第 1 福利厚生事業

1 会員の相互扶助	(1) 高齢会員の定期的な訪問及び要望に即した扶助 (2) 高齢病弱会員等の変更届等による実態掌握と支援 (3) 高齢病弱会員及び家族の意向を尊重した各種支援
2 会員の社会生活支援	(1) 危機管理対応研修会の開催 (2) 生き甲斐研修会の開催 (3) 家庭用常備薬の斡旋による健康サポートの実施 (4) 会員のライフスタイルへの支援 (5) 指定事業所制度の拡充及び利用促進
3 会員相互の連絡協調	(1) 会報「けいゆう北海道」による情報提供 (2) 会員証の発行及び会員章の普及 (3) 女性・長寿会員生き甲斐懇談会の開催 (4) 高齢者作品展、高齢者スポーツ大会等の紹介 (5) 支部だより等の発行による情報の伝達 (6) 各種行事の周知・呼びかけによる参加の促進 (7) QRコード活用によるメール会員の登録促進及びタイムリーで多様な情報発信
4 会員相互の親睦	(1) 新型コロナウイルス感染対策を徹底した新年交礼会、交歓会等意見交換の実施 (2) 「新北海道スタイル」を实践した各種部活動の実施 (3) 各種支部対抗(親睦)競技会の実施及び広域参加の促進 (4) 研修(親睦)旅行、レクリエーション等の実施 (5) 各種講座、教室等の開催
5 会員等の慶祝及び弔慰	(1) 叙勲受章会員及び長寿会員(賛助会員を含む)に対する慶祝 (2) <u>功労会員の表彰</u> (3) 永年役員の表彰 (4) 公的機関顕彰会員に対する賞揚 (5) 会員及び配偶者死亡時の弔慰 (6) 退会会員死亡時の弔慰 (7) 警察本部長弔慰の伝達 (8) 死亡会員配偶者に対する会員資格の教示

第 2 警察行政支援協力事業

1 優秀な人材の確保及び育成	(1) 初任科生教養講座への講師派遣 (2) 初任科卒業生に対する激励及び支援 (3) 警察OB採用キャリアサポーターの適格な人選による優秀な人材確保に向けた積極的な勧誘 (4) 会報等の活用による人材確保活動の促進
----------------	---

	(5) 大学法学部特別講座等への講師派遣 (6) 中学校保健体育教育における武道指導者の支援
2 警察署等の後方支援	(1) G7・行幸啓実施に伴う大規模警備への各種警察支援活動 (2) 警察署のニーズに即した弾力的・多角的支援活動 (3) 警察行政モニターによる情報、意見、要望等の提供 (4) 警察署幹部との意見交換会の開催
3 警察功労者等の表彰	(1) 永年勤続警察職員表彰(30年)への支援 (2) 優秀及び優良警察職員に対する激励 (3) 人命救助等の警察活動協力援助者に対する顕彰及び 制度の周知徹底
4 殉職警察職員の慰霊及び顕彰	(1) 殉職警察職員・警察協力殉難者慰霊式への支援 (2) 殉職警察職員に対する弔慰金の交付 (3) 殉職警察職員遺族への支援
5 警察職員の士気高揚及び道民の理解と協力の確保	(1) 道警察視閲式への支援 (2) 道警察柔道・剣道・逮捕術大会及び拳銃射撃競技大会への支援 (3) 嘱託警察犬訓練競技会、広報用写真・イラストコンクール等への支援 (4) 道警察山岳遭難救助隊員に対する激励及び支援 (5) 交番及び駐在所勤務員に対する激励 (6) 警備・捜査本部等の勤務員等に対する激励及び支援 (7) 地域安全活動、交通安全活動、歳末期警戒等における激励及び支援 (8) 警察署術科訓練等における激励及び支援

第3 警察活動支援協力事業

1 犯罪の防止及び青少年の非行防止活動の支援協力	(1) 地域住民が不安を感じる犯罪、歳末犯罪防止等の啓発及び警戒活動の実施 (2) 少年の非行防止、犯罪等から少年を保護するための啓発及び実践活動の実施 (3) 地域安全運動等に伴う啓発及び警戒活動の実施 (4) 会員家族を含めた振り込め詐欺等特殊詐欺被害抑止の啓発・警戒活動の強化 (5) インターネット犯罪に係る端緒情報の提供 (6) サイバーセキュリティ対策啓発活動への支援 (7) 地域住民の不安解消を図る警戒活動の実施
2 暴力団排除活動の支援協力	(1) 暴力団犯罪根絶に向けた啓発及び警戒活動の実施 (2) 「暴力追放道民集会」等への参加 (3) 薬物・銃器犯罪根絶に向けた啓発活動の実施
3 交通事故防止活動の支援協力	(1) 交通事故防止に向けた啓発及び街頭活動の実施 (2) 「交通死亡事故抑止道民集会・パレード」等への参加 (3) 自転車利用者のヘルメット着用促進啓発活動 及び高齢者・自転車利用者の事故防止に向けた関係機関、団体との協働活動の実施 (4) 交通事故防止に資する情報提供

第4 安全・安心地域づくり支援協力事業

1 「安全・安心どさんこ運動」の普及及び実践	(1) 「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議」への協賛
------------------------	-----------------------------------

	<p>(2) 「安全・安心どさんこ運動～実践の家・実践車」の指定 による地域活動への参画</p> <p>(3) 「子どもの安全を見守る運動～実践車」の指定・運行による実践的な地域活動の推進</p> <p>(4) スクールガード・リーダー等による児童・生徒 の実践的保護活動の推進</p>
2 犯罪や事故のない地域づくりの普及及び実践	<p>(1) 地域安全推進協議会等への参画</p> <p>(2) 社会を明るくする運動への参加</p> <p>(3) 地域ボランティア団体等の諸活動への参加</p> <p>(4) 青色回転灯パトロール車の拡充・整備による実践的警戒活動の継続実施</p> <p>(5) ほくとくん防犯メール登録促進 及び防犯アプリ「ほくとポリス」の活用による情報の共有</p> <p>(6) 道地域防災マスター認定者による地域活動への参画</p>

第5 公益的諸団体支援協力事業

1 犯罪被害者支援団体への協賛	<p>(1) 道犯罪被害者連絡協議会への参画</p> <p>エラー! 相談室)等への賛助会員への参画及び活動支援</p> <p>(3) 犯罪被害者等支援道民の集い・啓発活動等への参加</p> <p>(4) 犯罪被害者支援募金の実施</p>
2 防犯諸団体への協賛	<p>(1) 道防犯協会連合会への参画及び支援協力費の助成</p> <p>(2) 地区防犯協会への参画及び支援協力費の助成</p>
3 暴力追放諸団体への協賛	<p>(1) 道暴力追放センターへの参画及び支援協力費の助成</p> <p>(2) 地域暴力追放運動推進協議会等への参画及び支援協力費の助成</p>
4 交通安全諸団体への協賛	<p>(1) 道交通安全推進委員会への参画及び支援協力費の助成</p> <p>(2) 道交通安全協会及び方面(地区)交通安全協会への参画並びに支援協力費の助成</p> <p>(3) 道交通遺児の会への参画及び支援協力費の助成並びに支援募金の実施</p> <p>(4) 道路交通関係諸団体への啓発活動費の助成</p>

第6 収入証紙売りさばき事業

1 適正な収入証紙の売りさばき	<p>(1) 収入証紙販売手数料収入減収に関する情報収集及び減収要因の精査・分析</p> <p>(2) 業務の円滑・適正化及び収入証紙保管管理の徹底</p> <p>(3) 売りさばき委託業務の適正かつ円滑な実施</p> <p>(4) 売りさばき業務に係る指導監督及び業務管理の徹底</p> <p>(5) 職員研修会、本会役員及び支部長督励等による売りさばき担当者に対する人事管理を含めた指導教養の徹底</p> <p>(6) 売りさばき所窓口の営業時間短縮に伴う影響を精査し、円滑な事業運営を推進</p>
2 収入証紙の利用促進及び販路拡大	<p>(1) 会員及び家族による収入証紙の利用促進</p> <p>(2) 地域及び職域における収入証紙の利用促進</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 収入証紙の出張・時間外販売等の利用者の立場に立った対応 (4) 関係機関・団体等を活用した積極的な広報 (5) 関係機関・団体との緊密な連携の確保
--	---

第7 本会目的遂行事業

1 組織体制の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警友会運営に係る事務の合理化及びオンラインの有効活用による新生活様式の確立 (2) 公益目的支出計画の適正かつ確実な実施 (3) 一般社団法人関連規則、規程等の適正な運用 (4) 支部体制の見直しと合理的な運用 (5) 全会員社員制の周知及び参加意識の向上
2 専門委員会等の効果的運用	<ul style="list-style-type: none"> (1) 福利厚生委員会、公益委員会、会報編集委員会等の効果的な運営 (2) 各委員会による本会運営への積極的な提言 (3) 連合支部常任幹事会、支部総会等の円滑な開催
3 社会的地位の向上	<ul style="list-style-type: none"> (1) 関係機関、団体等を活用した広報活動の実施 (2) 部外各種会合等を活用した本会活動情報の発信 (3) 各種啓発・警戒活動を通じた認知度の向上
4 会計経理の適正化	<ul style="list-style-type: none"> (1) 本会と支部の会計経理の一体的な運用 (2) <u>本会予算の圧縮及び経費節減による財政の健全化</u> (3) <u>支部予算の実績を精査した適正な予算配分と計画的かつ適正な執行</u> (4) 会費の納入、予算の執行等の適正な経理処理 (5) 公益活動傷害保険の適正な運用
5 適正な資金運用	<ul style="list-style-type: none"> (1) 資産構成の健全性確保 (2) 適正なリスク管理

令和5年度収支予算書
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

科 目	前年度予算額	当年度予算額	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
特定資産運用益	2,000	3,500	1,500	
特定資産受取利息	2,000	3,500	1,500	定期預金残高の変更に伴う受取利息の増
受取会費	10,318,000	10,258,000	△60,000	12月末集計数+100名(毎年度末の会員数を参考)
事業収益	170,862,000	158,667,000	△12,195,000	
福利厚生事業収益	1,862,000	2,667,000	805,000	会報広告料・折込料の減、名簿広告料・販売収入の増
証紙事業収益	169,000,000	156,000,000	△13,000,000	
受取助成金	70,000	70,000	0	全警運より
受取寄付金	0	0	0	
雑 収 益	329,000	329,000	0	
受取利息	9,000	4,000	△5,000	前年度実績額による減
雑 収 益	320,000	325,000	5,000	会員証・会員章発行手数料の増
経常収益計	181,581,000	169,327,500	△12,253,500	
(2) 経常費用				
事業費	163,039,600	152,350,100	△ 10,689,500	
役員報酬	2,599,000	2,599,000	0	専務理事報酬、外部監事報酬
給料手当	35,597,600	30,850,000	△4,747,600	正職員数の減
賞 金	54,917,600	55,938,000	1,020,400	営業時間短縮による減、常勤臨職数の増
通勤手当	4,109,400	4,129,000	19,600	実費による見込額の減
退職給付費用	1,672,000	1,695,900	23,900	支給率変更による増
法定福利費	8,292,000	7,961,000	△331,000	社会保険料の減
福利厚生費	6,119,000	3,508,000	△2,611,000	健康株→事業の廃止、弔慰金・長寿祝いの見直しによる減
会 議 費	217,500	100,000	△117,500	会議の削減、会場費の見直しによる減
旅費交通費	7,433,000	6,797,700	△635,300	会議の削減に伴う旅費の減、支部配賦額の減
通信運搬費	7,154,000	3,621,000	△3,533,000	名簿発送費分の増、会報発行回数減による減
消耗什器備品費	70,000	70,000	0	
消耗品費	2,751,000	2,541,000	△210,000	道警本部激励(G7会合等)の増、事務用品費の見直しによる減
印刷製本費	2,015,000	2,485,000	470,000	会費発行回数減による減、会員名簿作成費分の増
賃 借 料	4,457,000	4,454,000	△3,000	営業時間短縮による行政財産使用料の減
保 険 料	130,000	100,000	△30,000	損害保険料前年度実績による減
諸 謝 金	126,000	67,000	△59,000	会費発行回数減に伴う原稿料等の減
委 託 費	8,660,000	10,217,000	1,557,000	警備会社集配業務委託料値上による増
支払負担金	390,000	410,000	20,000	年会費支払(カンパリッガ センター)の増
支払助成金	4,891,000	3,380,000	△1,511,000	助成の減、支部配賦額の減
支払手数料	1,390,000	1,390,000	0	
租税公課	10,000,000	10,000,000	0	
減価償却費	48,500	36,500	△12,000	大判プリンター(5年定率法)
管理費	17,339,500	16,355,000	△ 984,500	
役員報酬	2,161,000	2,161,000	0	専務理事・外部監事報酬
給料手当	5,769,000	5,372,000	△397,000	正職員数の減
通勤手当	231,000	235,000	4,000	実費による見込額の増
退職給付費用	98,000	149,000	51,000	支給率変更による増
法定福利費	1,051,000	933,000	△118,000	社会保険料の減
会 議 費	745,000	700,000	△45,000	会議の削減による減
旅費交通費	2,842,500	2,130,000	△712,500	会議の削減に伴う旅費の減、支部配賦額の減
通信運搬費	1,053,000	1,153,000	100,000	支部配賦額の見直し
消耗什器備品費	0	0	0	
消耗品費	858,000	1,200,000	342,000	給与計算・年末調整用ソフト年間利用料の増
印刷製本費	250,000	200,000	△50,000	支部配賦額の減
賃 借 料	586,000	589,000	3,000	事務局行政財産使用料の増
諸 謝 金	990,000	990,000	0	
委 託 費	338,000	173,000	△165,000	給与計算・年末調整用ソフト保守料の減
図書研修費	52,000	52,000	0	
支払負担金	220,000	220,000	0	
支払手数料	20,000	23,000	3,000	残高証明書発行手数料の増
租税公課	10,000	10,000	0	
交 際 費	5,000	5,000	0	
雑 費	60,000	60,000	0	
経常費用計	180,379,100	168,705,100	△11,674,000	
当期経常増減額	1,201,900	622,400	△579,500	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
法人税等	1,201,900	622,400	△ 579,500	
当期一般正味財産増減額	0	0	0	
一般正味財産期首残高	278,410,285	265,489,108	△12,921,177	
一般正味財産期末残高	278,410,285	265,489,108	△12,921,177	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
III 正味財産期末残高	278,410,285	265,489,108	△12,921,177	
(支部予算額)	14,158,500	12,195,700	△1,962,800	

貸借対照表

令和4年3月31日現在

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	54,603,559	65,067,001	△10,463,442
未収金	15,431,719	15,504,307	△72,588
前払金	0	20,070	△20,070
貯蔵品	748,039	466,962	281,077
流動資産合計	70,783,317	81,058,340	△10,275,023
2. 固定資産			
特定資産			
退職給付引当資産	31,300,700	29,398,250	1,902,450
事業運営資金	205,660,068	209,648,238	△3,988,170
特定資産合計	236,960,768	239,046,488	△2,085,720
その他固定資産			
什器備品	121,430	202,382	△80,952
その他固定資産合計	121,430	202,382	△80,952
固定資産合計	237,082,198	239,248,870	△2,166,672
資産合計	307,865,515	320,307,210	△12,441,695
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	9,906,641	11,371,228	△1,464,587
預り金	1,098,766	1,057,447	41,319
未払法人税等	70,300	70,000	300
流動負債合計	11,075,707	12,498,675	△1,422,968
2. 固定負債			
退職給付引当金	31,300,700	29,398,250	1,902,450
固定負債合計	31,300,700	29,398,250	1,902,450
負債合計	42,376,407	41,896,925	479,482
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	265,489,108	278,410,285	△12,921,177
(うち特定資産への充当額)	(205,660,068)	(209,648,238)	(△3,988,170)
正味財産合計	265,489,108	278,410,285	△12,921,177
負債及び正味財産合計	307,865,515	320,307,210	△12,441,695

貸借対照表

令和3年3月31日現在

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	65,067,001	67,696,665	△2,629,664
未収金	15,504,307	14,927,082	577,225
前払金	20,070	34,680	△14,610
貯蔵品	466,962	638,654	△171,692
流動資産合計	81,058,340	83,297,081	△2,238,741
2. 固定資産			
特定資産			
退職給付引当資産	29,398,250	28,866,050	532,200
事業運営資金	209,648,238	200,699,314	8,948,924
特定資産合計	239,046,488	229,565,364	9,481,124
その他固定資産			
什器備品	202,382	0	202,382
その他固定資産合計	202,382	0	202,382
固定資産合計	239,248,870	229,565,364	9,683,506
資産合計	320,307,210	312,862,445	7,444,765
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	11,371,228	10,047,182	1,324,046
預り金	1,057,447	1,042,201	15,246
未払法人税等	70,000	70,000	0
流動負債合計	12,498,675	11,159,383	1,339,292
2. 固定負債			
退職給付引当金	29,398,250	28,866,050	532,200
固定負債合計	29,398,250	28,866,050	532,200
負債合計	41,896,925	40,025,433	1,871,492
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	278,410,285	272,837,012	5,573,273
(うち特定資産への充当額)	(209,648,238)	(200,699,314)	(8,948,924)
正味財産合計	278,410,285	272,837,012	5,573,273
負債及び正味財産合計	320,307,210	312,862,445	7,444,765

貸借対照表

令和2年3月31日 現在

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	67,696,665	65,577,192	2,119,473
未収金	14,927,082	14,363,761	563,321
前払金	34,680	185,340	△150,660
貯蔵品	638,654	141,340	497,314
流動資産合計	83,297,081	80,267,633	3,029,448
2. 固定資産			
特定資産			
退職給付引当資産	28,866,050	25,632,900	3,233,150
事業運営資金	200,699,314	199,616,515	1,082,799
特定資産合計	229,565,364	225,249,415	4,315,949
固定資産合計	229,565,364	225,249,415	4,315,949
資産合計	312,862,445	305,517,048	7,345,397
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	10,047,182	8,654,578	1,392,604
預り金	1,042,201	1,766,682	△724,481
未払法人税等	70,000	35,000	35,000
流動負債合計	11,159,383	10,456,260	703,123
2. 固定負債			
退職給付引当金	28,866,050	25,632,900	3,233,150
固定負債合計	28,866,050	25,632,900	3,233,150
負債合計	40,025,433	36,089,160	3,936,273
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	272,837,012	269,427,888	3,409,124
(うち特定資産への充当額)	(200,699,314)	(199,616,515)	(1,082,799)
正味財産合計	272,837,012	269,427,888	3,409,124
負債及び正味財産合計	312,862,445	305,517,048	7,345,397

貸借対照表

平成31年3月31日現在

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	65,577,192	74,078,428	△8,501,236
未収金	14,363,761	15,523,843	△1,160,082
前払金	185,340	184,470	870
貯蔵品	141,340	244,351	△103,011
流動資産合計	80,267,633	90,031,092	△9,763,459
2. 固定資産			
特定資産			
退職給付引当資産	25,632,900	25,058,650	574,250
事業運営資金	199,616,515	196,782,727	2,833,788
特定資産合計	225,249,415	221,841,377	3,408,038
固定資産合計	225,249,415	221,841,377	3,408,038
資産合計	305,517,048	311,872,469	△6,355,421
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	8,654,578	9,190,993	△536,415
預り金	1,766,682	1,559,245	207,437
未払法人税等	35,000	2,034,900	△1,999,900
流動負債合計	10,456,260	12,785,138	△2,328,878
2. 固定負債			
退職給付引当金	25,632,900	25,058,650	574,250
固定負債合計	25,632,900	25,058,650	574,250
負債合計	36,089,160	37,843,788	△1,754,628
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	269,427,888	274,028,681	△4,600,793
(うち特定資産への充当額)	(199,616,515)	(196,782,727)	(683,304)
正味財産合計	269,427,888	274,028,681	△4,600,793
負債及び正味財産合計	305,517,048	311,872,469	△6,355,421

貸借対照表

平成30年3月31日現在

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	74,078,428	66,121,870	7,956,558
未収金	15,523,843	16,108,595	△584,752
前払金	184,470	177,800	6,670
貯蔵品	244,351	362,933	△118,582
流動資産合計	90,031,092	82,771,198	7,259,894
2. 固定資産			
特定資産			
退職給付引当資産	25,058,650	22,749,900	2,308,750
事業運営資金	196,782,727	196,099,423	683,304
特定資産合計	221,841,377	218,849,323	2,992,054
固定資産合計	221,841,377	218,849,323	2,992,054
資産合計	311,872,469	301,620,521	10,251,948
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	9,190,993	9,077,346	113,647
預り金	1,559,245	1,267,112	292,133
未払法人税等	2,034,900	1,513,400	521,500
流動負債合計	12,785,138	11,857,858	927,280
2. 固定負債			
退職給付引当金	25,058,650	22,749,900	2,308,750
固定負債合計	25,058,650	22,749,900	2,308,750
負債合計	37,843,788	34,607,758	3,236,030
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	274,028,681	267,012,763	7,015,918
(うち特定資産への充当額)	(196,782,727)	(196,099,423)	(683,304)
正味財産合計	274,028,681	267,012,763	7,015,918
負債及び正味財産合計	311,872,469	301,620,521	10,251,948